

## 案

### 大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1・2 略] (使用料の納期限の特例) 3 条例第3条第1号に定める使用料の納期限に係る第6条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「 <u>翌月の5日</u> 」とあるのは「 <u>翌々月の26日</u> 」とする。	附 則 [1・2 同左] (使用料の納期限の特例) 3 条例第3条第1号に定める使用料の納期限に係る第6条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「 <u>翌月</u> 」とあるのは「 <u>3月後の月</u> 」とする。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立児童福祉施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に保育所（改正後の規則第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）において受けた保育に係る使用料（大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）第3条第1号に定める使用料をいう。以下同じ。）の納期限について適用し、同日前に保育所において受けた保育に係る使用料の納期限については、なお従前の例による。